

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団医療通訳ボランティア事業実施要領

1 目的

沖縄県が定める「おきなわ多文化共生推進指針」の基本理念に則り、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、それぞれが共に地域社会を支える主体として、その能力を十分に発揮しながら、イチャリバチョーデーの心で在住外国人も県民も安心して暮らせる「多文化共生社会」に寄与することを目指しているところである。その一環として在住外国人等との共生社会に向けた環境を整備し、医療機関等を受診する際のコミュニケーションに不安を抱える在住外国人のために、医療通訳ボランティアを養成し、登録及び紹介を行うことで、在住外国人が安心して医療機関を利用できる地域づくりに資する。

2 医療通訳ボランティアの活動内容

- (1) 医療通訳ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。
 - ア 県内の病院又は診療所等が行う在住外国人等を対象とした医療に関する通訳業務
 - イ 県又は市町村が行う在住外国人等を対象とした保健に関する通訳業務
 - ウ その他、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下財団という）理事長が必要と認める通訳業務
- (2) 病状が重篤な場合や重要な告知の通訳、手術に関することなどの大きな責任が生じる場合、及び感染症に係る通訳業務に関しては活動対象としない。
- (3) 政治・宗教・営利を目的とした依頼は受付けない。

3 通訳対象言語

通訳対象言語は英語・中国語・スペイン語・韓国語等とするが、その他の言語の依頼で通訳可能なボランティアがいれば、紹介する。

4 医療通訳ボランティアの資格及び登録

- (1) 登録資格・方法
 - 原則として、財団が実施する「医療通訳ボランティア養成講座」を修了した方に、登録の資格を与え、登録希望者は、「医療通訳ボランティア登録用紙（第1号様式）」を財団国際交流課へ提出する。ボランティアとして登録が認定された方に、I.D.カードを付与する。
- (2) 登録期間
 - 登録期間は原則2年後の年度末までとする。更新を希望する者は、登録期間中に財団で実施する「医療通訳ボランティアステップアップ講座」の受講により、さらに2年後の年度末まで更新することができる。
- (3) 登録抹消
 - 次のときには、ボランティアとしての登録を抹消する。
 - ア 本人からの申し出があったとき
 - イ 連絡がとれなくなったとき

- ウ 登録期間が失効したとき
- エ ボランティアとしてふさわしくない行為があったとき

5 医療通訳ボランティア養成講座・ステップアップ講座

(1) 医療通訳ボランティア養成講座

ア 目的

通訳に必要な心構え、医療制度、病院のしくみ、医療に関する基礎的な知識や医療現場などで必要な通訳スキルを習得させ、医療現場で通訳できる人材を養成する。

イ 受講対象者

- ① 20 歳以上の方で通訳ボランティアに関心があり、日本語及びそれ以外の言語（英語、中国語、スペイン語・韓国語）で十分にコミュニケーションが図れる方
- ② **原則**全日程出席できる方

ウ 養成講座は必要に応じて開講し、講座の内容については別に定める。

(2) 医療通訳ボランティアステップアップ講座

ア 目的

医療制度、病院のしくみ、医療に関する基礎的な知識や医療現場などで必要なスキルをステップアップさせ、医療現場における通訳技術を強化することを目的に実施する。

イ 受講対象者

- ① 当財団の医療通訳ボランティア修了登録者及び通訳ボランティアに関心があり、日本語及びそれ以外の言語（英語・中国語・スペイン語・韓国語）で十分にコミュニケーションが図れる方
- ② **原則**全日程出席できる方

ウ ステップアップ講座は必要に応じて開講し、講座の内容については別に定める。

6 紹介範囲

医療通訳ボランティアの派遣範囲は、沖縄県本島内とする。

7 紹介を依頼できる者

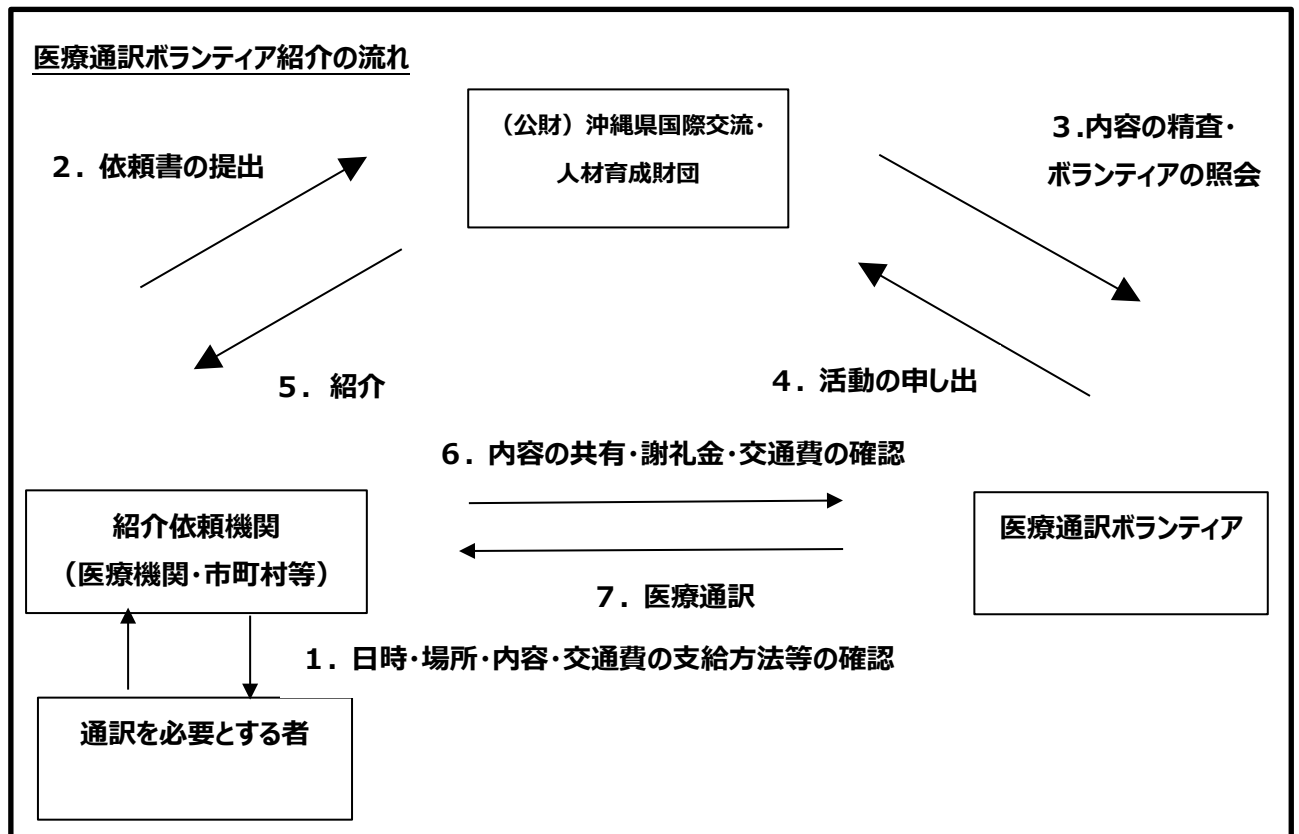
- (1) 県内の病院又は診療所等
- (2) 県又は市町村の保健関係機関等
- (3) 県内学校の保健センター
- (4) その他、財団理事長が必要と認める機関
- (5) **個人からの依頼は受け付けない**

8 紹介の手順

医療通訳ボランティアの紹介手順は次のとおりとする。

- (1) 通訳の申し込みは、紹介依頼機関（医療機関や市町村等）を介して申し込む。

- (2) 紹介依頼機関担当者は、原則として、通訳希望日の 5 日前（土日祝祭日はカウントしない） までに、「医療通訳ボランティア登録者紹介依頼書（第 2 号様式）」により、財団に対して紹介を依頼する。
- (3) 依頼を受けた財団は、通訳ボランティアの派遣または通訳内容が適切かどうかを判断し、通訳ボランティアを決定の上、紹介依頼機関担当者へ連絡する。
- (4) 紹介依頼機関担当者は決定された通訳ボランティアと連絡を取り、活動の詳細について説明し、通訳ボランティアが当日円滑に活動できるよう調整する。



9 活動終了後の手続き

活動終了後の手続きは、次の通りとする。

- (1) 医療通訳ボランティアは、活動終了後 1 週間以内に「活動報告書（第 3 号様式）」を財団に提出する。
- (2) 紹介依頼機関担当者は、活動終了後 1 週間以内に「活動確認書（第 4 号様式）」を財団へ提出する。

10 謝礼金の支給*

医療通訳ボランティア活動に伴う謝礼金については、次の通りとする。

- (1) 紹介依頼機関または通訳を必要とする者が負担するものとする。
- (2) 謝礼金は、1 時間あたり 2,000 円とし活動時間は最大 3 時間までとする。なお、支給額は所

定の税額を控除した額とする。

- (3) 活動時間が1時間に満たない場合1時間とし、1時間を越える場合は、30分単位で切り上げ、または切り捨てとする。
- (4) 支給方法については、事前に通訳ボランティアと協議の上、決定する。

*平成29年度医療通訳ボランティアの謝礼金の取り扱いについて

社会における「通訳ボランティア」に対する認識度は、全国的にもまだまだ低い状況にあり、さらに経費負担があることにより、この制度の活用を鈍らせる大きな要因となることが見込まれる。そのため、平成29年度は「医療通訳ボランティア」の普及強化を目的として、暫定的に当財団が謝礼金を負担することとする。なお支給方法については、ボランティアへ手渡しによる支給とする。

11 交通費の支給

医療通訳ボランティアの交通費は、紹介依頼機関又は通訳を必要とする者が負担するものとし、次の費用を直接ボランティアに支払うものとする。交通費の支給方法については、事前に通訳ボランティアと協議し、決定すること。

依頼機関等の旅費規程に沿って交通費を支給したい場合、医療通訳ボランティアとの協議の上であれば、その限りではない。

- (1) 交通機関（バス、モノレール）を利用する場合
起点間のバス賃、モノレール運賃の算定額を支給する。
- (2) 自家用車を利用する場合
医療通訳ボランティアが居住する最寄りのバス停またはモノレール駅等から、依頼先までの公共交通機関の運賃を適用し、支給する。
なお、駐車料金及び高速料金等が発生する場合、依頼者との協議したうえで、領収書の提出により実費を支給する。
- (3) タクシー利用
やむを得ずタクシーを利用する場合は、事前に依頼先の方の了承を得、支給する場合は領収書確認のうえ実費を支給する。

12 保険

医療通訳ボランティアの活動中の事故に対応するため、財団は保険に加入する。

13 紹介依頼機関の責任

- (1) 紹介依頼機関は、「通訳を必要とする者」の身分を保障する責任を負う。よって、依頼者は「通訳を必要とする者」と「通訳ボランティア」の間を取り持ち、必要となる確認事項を事前に十分にとりまとめること。
- (2) 紹介依頼機関担当者は、通訳場所と日時を明確に決定した上で当財団へ申請する。
- (3) 通訳ボランティアの拘束時間は、最大3時間までとする。
- (4) 当財団を介さずに通訳ボランティアへ直接依頼してはいけない。（当財団によるボランティア活

動保険の対象外とし、責任を一切負わない)

- (5) 「通訳ボランティア」紹介確定後、依頼のキャンセルをする場合、次のキャンセル料が発生する
ア キャンセルが依頼日前日の場合、謝礼金 1 時間当たりの金額を負担する義務がある。
イ キャンセルが依頼日当日の場合、拘束予定時間分の謝礼金及び往復分の交通費を負担する義務がある。
- (6) 紹介依頼機関は、事故や約束事の不履行などにより通訳ボランティアに損害を与えないよう十分に配慮しなければならない。また損害を与えた場合は、財団国際交流課へ報告の上、誠意をもって解決にあたることとする。
- (7) 通訳ボランティアの個人情報、第 3 者に漏らしてはならない。また、「通訳を必要とする者」も同様の責任を負う。
- (8) 通訳活動中に通訳ボランティアが感染症にかかった場合は、紹介依頼機関の責任において治療を行うこと。

14 通訳ボランティアを行う際の注意点

- (1) 医師・看護師・医療機関スタッフ等が話す内容を忠実に通訳し、主観的な見解は伝えてはならない。
- (2) 当財団を介さずに通訳ボランティアを引き受けてはいけない。(当財団によるボランティア活動保険の対象外とし、責任を一切負わない)
- (3) 通訳現場での拘束時間は、最長 3 時間と定められている。3 時間を越える場合は、紹介依頼機関担当者へその旨を伝え、財団へ連絡し活動を終了してもよい。
- (4) 医療通訳ボランティアは、活動で知り得た個人情報・秘密を他に漏らしてはならない。なお、ボランティア登録抹消後も同様とする。
- (5) ボランティア活動後 1 週間以内に、財団へ「活動報告書(第 3 号様式)」を提出すること。

15 その他

通訳ボランティアが行う通訳については、財団及び通訳ボランティアは医療上、司法上の責任を負わない。また、この要領に定めるもののほか事業実施に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。*

* 本要領は平成 29 年 3 月に行われる役員会及び評議員会による平成 29 年度予算成立を前提とする